

第30期第5回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日時	平成28年7月11日(月) 15:00~16:32
開催場所	ワークピア横浜 2階「くじゃく」
出席委員	明石委員 新井委員 飯田委員 岩本委員 大場委員 影山委員 菊池委員 新保委員 天明委員 戸塚委員 橋本委員 長谷山委員 細川委員 松橋委員 丸山委員 村田委員
欠席委員	柏委員 神長委員 櫻井委員 高橋委員 増田委員 松原委員
開催形態	公開(傍聴者0人・報道0人)
議題	<p>1 委員長の選出について</p> <p>2 部会の開催状況について</p> <p>(1) 保育部会</p> <p>(2) 児童部会</p> <p>(3) 障害児部会</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 平成27年度被措置児童等虐待について</p> <p>(2) 平成27年度横浜市における児童虐待の対応状況について</p> <p>(3) 平成27年度横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入検査等の状況について</p> <p>(4) 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について</p> <p>(5) 平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について</p> <p>(6) 建築基準法施行令等の一部改正に伴う横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について</p>
議事	<p>1 委員長の選出について</p> <p>委員からの推薦により、大場委員を委員長に選出</p>

2 各部会からの報告

保育部会、児童部会、障害児部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告

3 その他の報告事項

(1) 平成27年度被措置児童等虐待について

事務局から資料に基づき報告

○飯田委員

2の「事実確認のための聴取を行い、措置解除したもの 3件」とあるのですが、措置をせざるを得ない事情があって、なおかつそれを解除したということについて、もう少し細かく経緯を教えてくださいませんか。

○事務局

それぞれの周辺状況等を勘案した中で、措置を解除しても大丈夫だというところの判断の上で戻しているという経過でございます。

○飯田委員

では何のために措置を行ったのかというのが気になります。

○事務局

これらの措置児童については、まず1つには、よく本人と話し合い、そして親との調整を行い、さらにその後も十分に児童相談所等からきちんとした日常的な見守りその他を行うという前提の中で家庭に返し、緊急の場合はすぐに一時保護等々で対応すべく行ったものでございます。例外的といえますか、親との切り分けが必要な方もいらっしゃると思いますので、そのときには他の施設への措置ということで考えなければならないものですが、そういったことが可能という判断のもと、十分な見守りの中で家庭に返したということでございます。

○新井委員

3の施設等の種別で里親等1件とあるのですが、ファミリーホームと里親のどちらなのかということと、どの状況で措置解除か、あるいは一時保護か、措置を継続したのか、というのを教えてくださいませんか。

○事務局

こちらの里親等でございますが、ファミリーホームの件でございます。身体的・心理的虐待になりますので、1の一番上のところの1件になります。

○事務局

若干補足させていただきます。この案件なのですが、これは先ほど説明しましたように、ファミリーホームで起こった案件でございます。そしてその中身は、ファミリーホームは一般にご夫婦と、

そして補助職員がいるわけですが、その中で補助職員が処遇の中でその子どもをたたいてしまったという内容でございました。これにつきましては、職員を十分に指導して、なぜだめだったのかということから一つ一つ問題を解きほぐしていきながら対応してまいりました。

(2) 平成27年度横浜市における児童虐待の対応状況

(3) 平成27年度横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入検査等の状況について
事務局から資料に基づき報告

○丸山委員

「横浜市における児童虐待の対応状況」の(1)「対応件数」で、相談に対し調査等の対応をした件数とありますが、例えば、そういう通告があって、その後全く対応ができなかったケースがどのくらいの確率であるのでしょうか。

もう一点、どのくらい未発覚な件数があると見込んでいらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

○事務局

1つ目の答えですが、この件数はすべて対応した件数になりますので、5,470件の通告があって、その後主に初期調査ですが対応しております。

2つ目のご質問について、そこは何とも把握するすべがございません。市民の方や関係機関の方からお寄せいただくことが増えてきているわけですが、全体で何件あるかということろまでは何ともはかるすべがないというところがございます、こういう数字は申し上げられない状況でございます。

○丸山委員

未知数というところはどうしても把握できないと思うのですが、例えば何年も対応していらっしゃる中で、なるべく把握しようとしてされている方針があったら教えてくださいませんか。

○事務局

ここは数字が非常に増えていますが、これは単にそのような事案が多くなってきたということではなく、我々が広報を進めて感度が高くなっていること、それから未然にできるだけ早い段階で対応しているという現れでもあると感じております。区役所でも、日常の皆さんからお伝えいただくものの中できめ細やかに対応させていただいていると思っています。

○細川委員

22ページの「主たる虐待者別件数」とございますが、実父とか実父以外の父からの虐待件数がありますが、男の子、女の子別に数値は把握されていますでしょうか。

○事務局

児童の男女別はわかりません。申し訳ございません。

○細川委員

最近男の子も男の人から被害を受けることが多いですので、もしここまでカウントしているのであれば教えていただきたかったのが理由でございます。

○明石委員

23ページの3の「一時保護所保護児童の退所理由別件数」で家庭引き取りが645件あります。保護児童は虐待を受けた方が多いと思うのですが、家庭に返しているのは、家庭の保育といいますか、保護がうまくいくと判断されたから家庭でオーケーしたのか、その基準はどこにあるのでしょうか。虐待を受けた中で一時保護したと思うのですが、直ってきて、皆さんのサービスといいますか、手当てで家庭が安定してきたから、その基準がもしあるなら教えていただけるといいかと思います。

○事務局

虐待の状況を全て解消してお返しするのがもちろん一番でございますが、親御さんだけの力では養育ができない状況が多々あります。例えば、保育園のご利用をいただきながら、昼間の部分は、お子さんは保育園の目でまず見ていただくとか、あるいは家事・育児をヘルパーさんに協力していただいて、家庭に入っていただくとか、全体で各自育児の負担の軽減をしていくというのが1つあります。それから児童相談所としましても、職員が定期的に家庭訪問し、親御さんをご相談したり、お子さんの子育ての様子をじっくりと見させていただいたりして、場合によって虐待が再び行っているようなことがあれば、一時保護をすることも念頭に置きながらお返ししていきます。それまで必ずご家庭と、児童相談所、また保育園、学校、関係機関とよく話し合いをして、この方をお返しするかどうかを決めていくということをやっております。機械的にお返しするというよりも、この方についてはこういうサービスが必要だということと十分話し合いながら対応しているという現状がございます。

○明石委員

児童相談所の職員とかはかなり仕事量が増えますよね。もう少し児童相談所の予算を増やすようにしてください。ここまで645人を返すというのは相当手間暇がかかると思うのです。

○天明委員

今年は北海道での置き去り事件もあり、親はそういうつもりでなかったとしても結果として虐待になってしまうということで、虐待への関心が非常に高まりました。感度が高くなったから数字が増えるというのはよくわかるのですが、子どもが無事に育っているかどうかという経過観察が調査の数字としては必要で、そういうデータがあれば市民も有効に予算が使われているなという感じを受けるし、子どもと一緒に親も育っているのだという目で見られるのではないのでしょうか。児童相談所の職員がものすごく大変だということを何かしらの数字であらわすような工夫ができるといいと思います。

○事務局

児童相談所の体制は、今までは虐待に即応するというを中心に行ってきました。一方で児童相談所や先ほどの一時保護所から出るときの対応するための職員の配置を増やしています。今後も引き続き努力していきたいと思います。残念ながら、ただ児童相談所だけでできるものではありませんの

で、その後につきましては、児童相談所での対応が終わってからも区に移管して、区役所から経過についてしっかりと見ていくという体制をつくって、区と児童相談所が協力しながら努力しているところでございます。

(4) 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について
事務局から資料に基づき報告

○明石委員

この中で母子健康包括支援センターの設置とありますが、どういうイメージを持てばいいのでしょうか。

○事務局

国の資料を見ますと、フィンランドで展開しているネウボラという構造がございまして、妊娠期から出産に至るまで全体を通して一括して支援していこうという内容のものをやっております、そのようなイメージで考えております。こちらではワンストップ拠点を立ち上げて、切れ目ない支援を展開していこうという形になっております。具体的な展開についてはいろいろな形を想定して、本市でもいろいろと検討しているところでございます。

○明石委員

すると、新しいセンターをつくるのでしょうか。それともある既存のところにそのセンターの機能を持ってくるのでしょうか。

○事務局

基本型というものと、それから母子保健に特化したものとありまして、既存のものを使うものと、既にある子育て拠点とかそういったものを使うものというような、さまざまなパターンが考えられているところです。

○影山委員

この概要版は極めて粗々の要約でございまして、このほかに今回の児童福祉法の改正の中には、児童福祉審議会に一定程度の調査権限を与えるという点もあったかと思えます。この点についてこの審議会にも関わることでございまして、具体的にどういうことをお考えになっているのかをお伺いしたいと思えます。

○事務局

おっしゃるとおり、児童福祉審議会の内容に係るところもございまして。ただ、まだその点につきましては国の通知や政令等の改正がないと具体的なところが見えていないため、状況を見ながら、横浜市として具体的にどうしていくかということの詳細に検討していきたいと思っております。

○影山委員

そうであれば、また具体的に検討された段階で審議会のほうにしっかりとお伝えいただきたいなと思います。

- (5) 平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について
事務局から資料に基づき報告

○長谷山委員

31ページの「質の確保」の下の「障害児対応や」というところで「研修等を開催」と書いてあるの
で、障害児に対しての勉強も皆さんしていただいていることはとてもありがたいことだと思っております。しかし障害児かどうか分からないときにもう既に保育園に入っておりますので、保育士さんたちがその目でごらんになったときに、療育センターにつなげなければいけないという判断をする場合があると思います。療育センターの通園でお母さんたちが学んで来ることはとても多く、これから先どうやって育てるかというところで、保育園に入れていらっしゃるお母さんたちがとても不安に思っていることを最近お聞きしますので、ぜひ皆さんのキャリアアップと、療育センターなどの専門職との連携という形をたくさんとっていただければと思っております。

○事務局

集合研修で障害に係る研修なども実施しておりますが、それ以外にも療育センターでの実習として保育士の方を募りまして、2日間ほどの日程で療育センターを知っていただく研修もやらせていただいております。そういったところで気になるお子さんを療育センターにつなぎやすくなるような環境整備にも努めているところでございます。

○村田委員

障害児は大事な問題だと受けとめております。さまざまなお子さんが入ってきまして、入ってから気がつくということも多々ございます。そういう点では本当にさまざまな研修を通じて、キャリアアップと同時に、特にお父さん、お母さん、保護者の方とのかかわりが大変大事になってくるのかなと思います。そういう点では関係機関と連携をとって、さまざまな機関と連携しながら進める必要があると思っております。

もう一つは、こちらのほうでお母さん等とお話をして進めていくときに、保護者のほうで受けとめにくいという状況もあり、どう進めていくかということもございます。この点については保育所だけでなく、区等とも話を進めていかなければいけないのですが、障害児という範疇だけでなく、大変幅広い範囲でさまざまなお子さんが入ってまいります。保育所ではどの子どもでも受け入れるような状況をつくっていききたいということが基本的にはありますが、そういう点でより子どもたちの立場に立った進め方ができるように、いろいろな意味でまだまだ努力していかなければいけないなと思ひまして、今のお話等も聞いて、それも我々園長会としても受けとめていきたいと感じました。

○飯田委員

虐待のお子さんを極力保育園に入園させて、親御さんの負担を取り除き、長時間にわたって見てい

ただくというところが保育所であると同時に、先ほど虐待でも、就学前のお子さんがかなりの人数を占めていると。幼稚園になるともっと少なく、おそらく親との関係もあるため言いづらいというのがあるのかなと思っています。また障害であるかどうかということも、「うちの子を障害児扱いするのか」という話になったりして、非常にデリケートな問題を抱えています。ただ、地域療育センターは待機児童もたくさんいまして、子どもの数は減っているにもかかわらず受診する方が物すごくふえているのです。東神奈川にある東部地域療育センターなど、年間700人くらいの新規申し込みがいて、療育センターの中ではキャパシティを超えているわけです。そのため、幼稚園や保育園、学校に、障害児の見立てや関わり方を学んでいただきたいと思います。青い鳥では巡回訪問を長年やっているのですが、地域の保育園や幼稚園に行って、そこでお子さんの様子を見るだけでなく、ほかの未療育のお子さんに対するアドバイスに答えたり、対応の仕方や教室の配置に対しての説明・相談を受け続けたりしてきたのです。ただ、残念なことにキャパシティがどんどん追いつかなくなってしまって、年に3回は巡回に行こうと思っていたところがもうどんどんその回数が減ってきている状況です。非常にジレンマはあるのだけど、追いつかないというところはあります。いずれにしても地域の子育て力というものがアップしていくような形でぜひ動いていってほしいなと思っています。

○事務局

今3人の委員からいただいた、障害という枠になるかならないかも含めてのニーズが非常に増えています。療育センターによっては、例えばその年にお生まれになったお子さんの9%ぐらいが何らかの形で療育センターにかかわるという状況もあると現場からは聞いています。障害というくくりに入るかどうかということも含めて、子育ての支援も全部ひっくるめて、丸ごと親御さんとお子さんを支援しなくてはいけないという状況が生まれてきているということがあると思っています。療育センターも頑張って巡回指導をしているところですが、何分保育園の数自体も非常にふえているということもあって、すべてに手が回らない状況もあると聞いているところです。園によっては、伺うと、数人のお子さんのご相談ではなく、十数人、数十人の数でお子さんとの関わりについて相談を受けるといった事態もあるということも聞いておりますので、療育センター全体としては関係機関支援ということで、保育所、幼稚園等々の支援機関のサポートをしていくということは非常に力を入れているところです。

○飯田委員

私たちは療育とは何かと聞かれると、工夫した子育てという言い方をしています。つまり発達にちょっとでこぼこがあって育てにくいお子さんというのは、虐待のリスクが高く、それから親御さんの育児ノイローゼを引き起こしやすいところがあると。そういう認識で親子の育ちというものを支援していくことが今後の療育センター等々にかかわる仕事ではないかと思っています。

○天明委員

子ども・子育て支援計画の中で放課後等児童デイサービスという形で数がすごく多く、いろいろな方々が参入して、発達に課題のあるお子さんの放課後を見ましようという形で支援しています。私もその勉強会に行っていたのですが、企業が参入していたり、思いを持って参画してくださっているところもあったりして、飯田委員がおっしゃっていた地域の力、地域の子育て力をアップするのだと。

新たな参入があるというところもすごく希望だなと思っていて、玉石混交というところがすごくハードルとして高いようなのですが、関心のある人が地域にふえているというところは知っているとして少し安心できるかなと思ったので発言させていただきました。

○事務局

いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思います。地域の中でおさんが育つということや大事にしていきたいとは思っておりますので、地域の目ということや力も含めて協力関係をつくっていけるような運営をしていくように指導していきたいと思っております。

○橋本委員

地域の子育て力をつけていく活動をしてはいますが、活動している人たちの中から聞こえてくるのは、親が働きに出て、保育園に子どもを入れる、あるいは幼稚園に子どもを入れて、遅い時間まで預かってもらうということが進んでいて、その結果、地域の中に子どもが出てこなくなったと。いろいろな人と関わりながら育てなければいけないのに、子どもにその環境がなくなっていると。親もいろいろな人に援助してもらいながら、守ってもらいながら子育てしなければいけないのに、そういう環境がどんどんなくなっていて、もしかしたら行政は親が子育てする環境を削ってしまっているのではないかという話がこのところ頻繁に出てきます。子育てというのは人間を育てている、という認識をきちんと親に伝えなければいけないと思いますが、その機能をだれが果たすのだろうという話がよく出てきます。この施策の中を見てもそれがなくて、預かることも大事ですが、預かった側は子どもだけでなく親も育ててほしいのです。主体性をちゃんと育てて、親が、子どもがどう育っているのか、また、うちの子はどのような特徴があって、どこを支援すると生きやすくなるのか、地域の中でどんな人の手を借りることが生きやすくなるのかなど、そのことについて何か計画を立てていけたらいいかなと思っています。

○事務局

おっしゃるとおり、ただこの計画自体がベースにしているのは、一義的責任は親にある、家庭にあるということです。理念のところにはさまざまなことが書いてありますし、親の力、家庭の子育て力を高める支援をしていこうというのも行政の責任だとも書いてございます。それから地域との関係でいえば、地域全体で、あるいは社会全体で子育てを支援していくというところで、具体的に橋本委員は施策が載っていないのではないかとご指摘だったのですが、確かにそのものずばりというものが出ていないのかもしれませんが、理念的なものについてそういうことをうたっておりますし、あらゆる場面でそういうことは我々も訴えております。保育園においても、保育士の職務として親の支援も職務の1つになっていますし、それだけではなくて、園に通っている子どもだけではなくて、地域の子育てを支援していくというのも職務になっていますので、その点については我々の施策全体の中に流れるベースとしてしっかりと踏まえてこれからもやっていきたいと思っております。

○村田委員

保育現場から感じていることを、また保育関係者が問題と思っていることの一部をお話したいと思います。確かに保育時間がどんどん長くなっていて、新しい制度の中では11時間というのが標

	<p>準保育ということになっています。本当に0歳から6歳までの子どもたちが11時間あるいはそれ以上、週5日間あるいは土曜日も含めて6日間に続けているのが本当に子どもにとっていいのだろうかというのは以前から保育事業者は感じているところでございます。一方では、でもそういう仕事をしとていかないと生活そのものが成り立っていかないとということもございませう。そういう点では子どもの成長と発達ということと、あと保護者の立場をどう支援していくかという両方をあわせて受けとめて進めていくというのは大変なこととございまして、場合によっては上から目線と保護者の方からおっしゃられることもございませうし、また新卒の経験の少ない保育士がお子さんたちに何を言ったらいいのかということなどもございませうので、さまざまな課題がございませう。今の長い時間になる保育も含めて、保育所だけではどうしても解決できないかなと思ていませう。社会的な子育ての視点で、社会で保育環境を分担していかなければ、今おっしゃったような問題を連携しながら進めていくことは難しいかなと。保育所も地域の中にどんどん出ていって、地域の中で子どもと地域の方がもっと触れ合えるような場所を広めていく必要があるかなと思ておていませう。</p> <p>(6) 建築基準法施行令等の一部改正に伴う横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について 事務局から資料に基づき報告</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 4～6 部会報告（保育、児童、障害児） 7 平成27年度被措置児童等虐待について 8 平成27年度横浜市における児童虐待の対応状況について 9 平成27年度横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入検査等の状況について 10 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について 11 平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について 12 建築基準法施行令等の一部改正に伴う横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について
配布資料	なし
特記事項	なし